

ユニット型指定短期入所（介護予防）生活介護

第二偕楽園ホーム 契約書

<平成 30 年 9 月 13 日改正>

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人一誠会（以下、「事業者」という。）は、利用者が偕楽園ホーム（以下、「ホーム」という。）の提供するサービスの利用に関して、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第 1 条 ホームは利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者はホームに対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第 2 条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期限満了日までとします。

- 1 契約満了日の 14 日前までに利用者からホームに対して契約終了の申し出がない場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護又は要支援に認定された場合は、契約は更新されたものとします。

（短期入所生活介護計画）

第 3 条 相当期間にわたり継続して短期入所生活介護サービスを提供することが予定される場合は、サービスの継続性に配慮して、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成し、それを利用者又は家族に説明のうえ、同意を得て交付します。

（短期入所生活介護サービスの内容）

第 4 条 ホームは、利用者に対し「重要事項説明書」に記載されたサービスを、短期入所生活介護計画に沿って、懇切丁寧を旨とし、適切に提供します。ホームは「重要事項説明書」に記載されたサービスについて、利用者及び家族に説明します。

- 1 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、ホームに申し入れることができます。その場合、ホームは可能な限り、利用者の希望に沿うようにします。
- 2 ホームは、サービスの提供に当たり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を

保護するため緊急やむを得ない場合で同意を得た場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトや Y 字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を 4 本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

(サービス提供の説明及び記録等)

第 5 条 ホームは、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

- 1 利用者のサービス終了に際し、ホームは実施したサービス内容等を家族等に説明します。
- 2 ホームは、短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、この契約終了後 2 年間保管します。
- 3 利用者は、9 時から 18 時の間にホームの指定する場所で、当該利用者に関するサービスの実施記録を閲覧し、またその複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第 6 条 利用者は、サービスの対価として、別紙「利用料金表」に定める料金をもとに計算された料金の合計額を払います。

- 1 ホームは、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用者に通知します。
- 2 利用料については、原則として翌月 27 日の口座引き落としを行います。
現金又は振込みを希望される方はお申し出ください。
- 3 ホームは、料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
ただし振込みの場合は、振込用紙の控えをもって領収書の代わりとさせていただきます。

(法人による利用者負担の軽減)

第 7 条 社会福祉法人としての社会的役割にかんがみ、社会福祉法人一誠会として、国及び東京都の基準により対象とされた利用者について、利用者負担の軽減を行います。

(利用料金の変更)

第 8 条 介護給付費体系及びその他利用料金の変更があった場合、ホームは当該利用料金を変更できるものとします。

(利用開始前のサービスの中止)

第9条 利用者は、ホームに対して利用開始予定日の前日午後5時までには通知することにより、料金を負担することなく、サービス利用を中止することができます。

- 1 利用者が、利用開始予定日の前日午後5時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、ホームは利用者に対して、利用料金表に定める1日分の利用料の全部又は一部を請求することができます。この場合ホームは、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから10日以内に支払うものとします。

(利用期間中のサービスの中止)

第10条 利用者は、ホームに対して前日までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの料金とします。

- 1 ホームは、利用者の体調が良好でなく、ホームでの生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスの提供を中止することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの料金とします。
- 2 第10条、前項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、本サービスは終了となります。料金は実際の退所日までとします。

(契約の終了)

第11条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、ホームに通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 1 ホームは、やむ終えない事情がある場合、利用者に対して1か月の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、ホームは利用者に文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者がホームに支払うべきサービス利用料を、正当な理由なく3か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が、ホーム、職員又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡、又は被保険者資格を喪失した場合

(秘密保持)

第 12 条 ホーム及びホームの職員は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同じです。

- 1 ホームは、個人情報保護法を厳守し、利用者の個人情報を取り扱うものとします。

(賠償責任)

第 13 条 ホームは、サービスの提供に伴い、ホームの責めに帰すべき事由により利用者の生命又は身体に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償します。

(緊急時の処置)

第 14 条 ホームは、利用者の病状が急変した場合その他緊急の場合は、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、医師への連絡又は救急搬送する等、必要な措置を講じます。

(連携)

第 15 条 ホームは、短期入所生活介護サービスの提供に当り、介護支援専門員、及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 1 ホームは、この契約の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。
- 2 ホームは、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを、速やかに介護支援専門員に送付します。
- 3 ホームは、第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約を解除する場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第 16 条 ホームは、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第 17 条 利用者及びホームは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 1 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって、協議のうえ定めるものとします。

